

観光立国実現に向けた隘路打開への取り組みについて

～持続的観光の推進を目指して～

平成 29 年 4 月 26 日

日本商工会議所

観光は地方創生、日本再生の切り札のひとつであり、国内観光とインバウンドの取り組みを車の両輪として推進する必要がある。

訪日外国人旅行者数は、昨年、2,400 万人を突破し、東日本大震災後の 2012 年から 5 年間で約 3 倍の大幅な伸びを示す一方、主として日本人による国内旅行者数は、わずか 3.6% 増に留まっている。国内観光地の多くが競争力を失いつつあるとも言われており、既に多くの人々が既存の観光資源を訪れ、新鮮味が失われたためにリピーター数が伸びず、それが低迷の要因のひとつとも考えられる。また、政府は 2020 年の訪日外国人旅行者数を 4,000 万人、そのうちリピーターを 2,400 万人という目標を掲げている。

即ち、新たな観光客誘致と同時にリピーターの獲得なくして、わが国の観光を伸ばしていくことは困難である。この課題克服には、時間を要することから、早急に観光振興における隘路の解消に取り組む必要がある。

再来年は「ラグビーワールドカップ 2019」、その翌年には「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会」、さらに翌々年には「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」が、それぞれ開催予定であり、2025 年国際博覧会（万博）の誘致活動も始まっている。こうした動きが急ピッチで進むと同時に、機運盛り上げムードも高まることが予想される。

これら国際的イベントの開催前後を含めたインバウンドの増加は、近年の事例を見ても明らかで、受入態勢の増強と整備は待ったなしの状況であり、観光施設とその周辺整備に関し、質的・量的な増強が必要不可欠である。

こうした基本認識のもと、早急に観光推進に必要な取り組みや、急速に顕在化してきた隘路の打開等について、官民連携による取り組みが求められ、国、地方自治体には積極的なご指導、ご支援等を期待する次第である。

なお、日本商工会議所は、地域の観光振興・観光ビジネスの推進等について、今後も積極的に努力していく決意である。

I. 観光資源・環境の充実策

持続的観光の推進を目指し、観光の量・質にわたる充実を図るため、また国内外の観光客、特にリピーター客の増加を実現すべく、受入側が「観光するところ」をもって観光資源の見直し・再発見、開発、充実さらにはそのネットワーク構築を進めることが急務であり、以下の実現を望む。

1. 歴史・文化・芸術資産等の観光への利活用促進

(1) 歴史的建築物や「空き建築物」など既存ストックの有効活用

①歴史的建築物の利活用促進

わが国には、観光の魅力的な資源となる特別史跡や古民家・町屋、歴史的建造物が数多く残されているが、関連法制の規制や煩雑な手続き、縦割り行政等による維持・保存の観点が強管理などから、他の観光先進国に比べ、その活用が進んでいない。

各地の文化の発信のため観光施設としての積極的な公開を促進するとともに、旅行者の宿泊、飲食などの活用ニーズへの対応を図ることが必要である。具体的には、国家戦略特区で認められている旅館業法の特例措置を広く全国に拡大していただきたい。また、観光ファンド等を通じた地域金融機関等による投資促進や支援制度の創設、PPPの促進などを図る仕組みづくりが必要である。

②空き店舗や廃校などの「空き建築物」の再利用促進

地域に点在する商店街の空き店舗、廃校等の「空き建築物」を、地域の観光資源やコミュニティスペースとして活用することで、交流人口の拡大を図ることが可能となる。しかし、用途変更には、建築基準法上の基準に合った改修と建築確認が必要であり、相当の費用を要するほか、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。

耐震性の確保など一定の安全基準を満たすことを前提に、地域における空き建築物の再利用が促進されるよう、空き家再生等推進事業の継続および拡充を講じていただきたい。

(2) 世界遺産登録および日本遺産認定のさらなる促進

ユネスコの世界遺産に登録されている日本国内の文化・自然遺産は20件（文化遺産16件、自然遺産4件）あり、そのほとんどが大都市圏以外の地域にある。世界遺産は、国内外の旅行者の訪問動機につながり、旅行者の各地への分散にも有効である。さらに、世界遺産登録に向けた取り組みにより、そのストーリーや希少性が再認識されることにもつながる。こうしたことから、国や地方自治体は、世界遺産登録のみならず、登録前後の当該施設・自然等の保全・維持および観光客の受入態勢の整備・充実を強力に支援いただきたい。

また、平成27年度に創設された地域の歴史、文化、伝統に関する「日本遺産」の認定促進や、重要文化財・重要伝統的建造物群保存地区などの公開を促進する支援事業の拡大が望まれる。

(3) 文化芸術施設とその所蔵品のさらなる利活用促進

美術館・博物館等では、公開される所蔵品や施設あるいは時間が限定されており、来訪者がその保有する芸術資産の魅力を十分に感じることができている環境にあるとは言い難い。

観光の観点からこれら施設を有効に活用することが必要であり、開館時間の拡大、積極的な所蔵品や施設の公開、さらには公演やパーティへの利用、周辺観光施設との連携等が望まれる。

2. 地域の観光の魅力再発見と発信

(1) スポーツイベントを活用した観光振興の推進

各地で開催されるスポーツイベントは、貴重な観光資源であり、有効に活用することで、交流人口の拡大につなげることができる。特に、国際的スポーツイベントを活用した各地観光資源の国内外への発信と観光振興への取り組みの強化が期待される。

欧米からの旅行者は、日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きく、オリンピック・パラリンピック東京大会の文化プログラムとして、祭り・郷土芸能・文化芸術等の地域の観光資源を活用することは、各地への誘客を促し、新たな日本のファンづくりにつながる。国・地域が一体となり、「東京 2020 参画プログラム」や「beyond2020 プログラム」と連動した地域の観光振興を強力に推進していくことが求められる。

(2) 自転車走行空間の整備および利用促進に向けた取り組み

自転車を、生活に密着した交通手段としてだけでなく、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割、さらにはスポーツツーリズムなどそれ自体が観光目的の手段と位置付け、自転車専用レーンの整備などを推進する必要がある。

さらに、路線区間を限定した鉄道車両への自転車持ち込みの許容・普及や、そのための鉄道等に持ち込みやすい安価な自転車の開発・製造が望まれる。

(3) 各地における食文化の観光資源としてのさらなる活用

平成 25 年に和食が「日本人の伝統的な食文化」としてユネスコ無形文化遺産に登録され、訪日外国人旅行者を惹きつける有力なコンテンツとなった。また、日本各地には多種多様な和食を楽しむことができる食文化が根付いており、こうした食文化を観光資源として効果的に PR するとともに、国産食材の活用や食の地域ブランド化も鋭意推進していただきたい。

3. ユニバーサルツーリズムの推進

(1) 観光案内所等におけるバリアフリー化の促進

年齢や障がいの有無、使用言語にかかわらず、誰もが安心して、旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムの促進は、増大する高齢者や障がい者の旅行需要を喚起するとともに、訪日外国人旅行者の受入態勢の整備・充実にも資する。観光案内所をはじめ観光・交流拠点における LAN 環境整備、トイレ等の改修、体験学習スペースの設置、多言語対応スタッフの配置などバリアフリー化の促進につき支援を拡充していただきたい。

(2) 各地交通機関におけるICカード、共通パスの導入やカード決済システムの整備の促進

大都市圏以外の各地交通機関においては、交通系ICカードの利用が制限されるなど、大都市圏との利便性のギャップが大きく、各地交通事業者におけるICカードの利用設備の設置を促進していただきたい。その際、コストやメンテナンスの観点から、駅改札への設置方式ではなく、バスのように車両への設置方式とすれば、故障時の有人対応等から利用者の利便性のみならず事業者側にも一定の効果が期待できると思われる。

また、公共交通機関の乗り継ぎに係る乗車券購入や、文化・観光施設等での入場料支払いは、特に訪日外国人旅行者にとって煩雑である。旅行者の利便性向上、移動の円滑化、費用の低廉化等を図るため、交通系ICカード等を活用し、公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通ICパスの導入が必要であり、施設側で設置が必要となる端末機器の導入に対する支援策を講じていただきたい。

国は、現金決済が中心である中小規模の飲食店・小売店や、旅館、美術館や博物館等においても、クレジットカードの利用が進むよう普及啓発や導入への支援を行なっていただきたい。とりわけ、公営施設におけるクレジットカード等の決済システムの整備を国際的イベントの受入態勢整備の目標として着実に推進していただきたい。

(3) 多言語対応の促進に向けた支援の強化

訪日外国人旅行者の増加に適応すべく、地域における多言語対応の推進強化が重要である。国は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づき、英語表記、ピクトグラムの普及を軸に、国において統一した共通の外国語表示の整備への支援策を強化するとともに、多言語音声翻訳システムなど、地域におけるICTの有効活用を積極的に推進していただきたい。

(4) 若年層の需要喚起に向けた取り組みの推進

① 観光教育と教育旅行の促進

国内旅行市場は、予算・時間ともに余裕があるシニア層に支えられており、シニア層を対象とした公共交通の割引制度や旅行商品が充実している。一方、旅行市場を活性化し、地域を訪れる旅行者を増やすには、年齢が若い旅行者ほど地域にとってのリピーターになりやすい傾向があるため、若年層の旅行を促進する必要がある。

しかし、若年層は趣味の多様化や金銭的、時間的制約に加え、インターネットによる即時的な情報獲得に伴う経験意欲の減退により、海外旅行のみならず、国内旅行に関しても、旅行離れの傾向にある。

旅行市場の拡大には、若者に良い旅行経験をしてもらうことが非常に重要で、若者が旅行をしやすい環境を整えることが必要である。具体的には、低コストで旅行が可能となる周遊券や夜行交通手段の開発・整備、小学校から大学までの学校教育における観光に関するプログラムの導入、保護者に対する旅行への理解促進等とともに、地方自治体においては、観光部局と教育部局の連携を強化し、遠隔地域間（都市と山村間等）による長期休暇時の短期交換留学制度や、体験型観光カリキュラムの充実等、教育旅行の一層の促進を図っていただきたい。

②若者のパスポート取得費用等の軽減

若者による国際交流の促進、グローバル人材の育成という観点からも、若年層がパスポートを取得する際の発給手数料の減額等の措置を講じていただきたい。また、民間においては、若者向けの旅行商品やフリーパス型の優遇商品の開発等の一層の取り組みが求められる。

4. 広域連携観光の推進

(1) 共通したテーマやストーリーによる広域・遠隔地間連携の促進

各地域の個性豊かな観光資源や観光拠点を、テーマ性・ストーリー性によって複数の地域でつなげる広域・連携観光は、単一地域ではない誘客力があり、地域への波及効果も大きい。広域連携による観光推進の母体となる地方自治体、観光協会等に対し、キャンペーン・プロモーションといった広報面等での支援をお願いしたい。

(2) 「広域観光周遊ルート」における具体的プロジェクトの推進

国が、平成 27 年および 28 年に認定した全国 11 の「広域観光周遊ルート」では、協議会組織等がマーケティング調査、計画策定、受入環境整備、海外プロモーション等を行っているが、具体的なプロジェクトが活発に展開されるまでには至っていない。各ルートにおける具体的なプロジェクトの推進を加速すべく、関係者のスキルの向上に向けた専門家の派遣等の支援を拡充していただきたい。

(3) 東北をはじめとする被災地域の観光復興

昨年は、外国人延べ宿泊者数が、日本全体で震災前の 2.5 倍と急増している一方、東北 6 県では 1.3 倍にとどまっており、6 県全体の外国人旅行者数は未だ全国の約 1% に過ぎない。東北絆まつりなど、東北地方 6 県の連携に基づく取り組みを国内外により強力に PR するなど、風評被害の払拭に尽力いただきたい。

また、九州では、平成 28 年熊本地震の影響により、修学旅行などの需要が戻っていないことから、風評被害の払拭とともに、被災した熊本城をはじめとする観光インフラの早期復旧に尽力いただきたい。

なお、関係省庁および地方公共団体、東北および九州の観光推進機構等は連携を一層強化し、保護者に対する理解促進を含め被災した地域への教育旅行の推進により、震災の教訓と防災や復興への取り組み等を学ぶ機会を広げていただきたい。

II. 観光産業の近代化・効率化の促進策

付加価値の高い観光を実現し、観光の経済効果を高めるため、その中核的役割を果たす観光産業について、経営全般にわたる近代化・効率化による質的な充実と企業競争力の強化が急務であり、以下の実現を望む。なお、事業の共同化をはじめ、業界内での企業間連携のあり方を検討することも必要である。

1. 観光産業の生産性向上

(1) ICTの活用による観光産業の生産性向上

日本の飲食・宿泊業は、諸外国や他業種と比較して労働生産性の低さが指摘されており、業界の特性として小規模事業者が多いという特徴がある。国は、サービス等生産性向上IT導入支援事業の継続をはじめ飲食・宿泊業などが取り組む、クラウドサービス等を活用した予約・顧客管理や、SNSによるプロモーションなど、ICT導入のための支援を拡充し、小規模事業者にとっても利用しやすい支援策を講じていただきたい。

(2) 業務の共同化による経営効率の向上

宿泊・飲食業の労働生産性向上への取り組みとして、地域の宿泊施設等をネットワーク化し、消耗品や食材等の共同調達、共同による商品開発やPR・マーケティング、共同研修による人材育成などの経営効率化、付加価値向上の推進が考えられる。

地域の飲食店、宿泊施設等を結びつけ。こうした共同化事業等の推進の核となるプラットフォーム形成に対する支援が必要である。

(3) 旅行需要の平準化を図る休暇取得の促進

日本における有給休暇の取得率は他の先進国と比べて低く、旅行需要は、ゴールデンウィークやお盆、年末年始に偏在し、結果として公共交通機関、高速道路、観光地等の混雑や旅行費用の高額化が生じている。また、こうした季節的・時期的な需要偏在（波動性）は、観光産業の安定雇用や生産性向上の阻害要因となっている。

国内観光の活性化のためには、長時間労働の削減や健康経営の普及を進め、官民一体となって有給休暇等の休暇を取得しやすい職場環境等の整備を推進する必要がある。あわせて、観光に対する国民の意識の向上を図り、旅行者が自分の希望する時期に旅行することができ、結果として観光需要の平準化につながる取り組みを推進していく必要がある。なお、プレミアムフライデーについても、国民への一層の普及を図っていくことが必要である。

2. 宿泊施設の充実と多様化への対応

(1) 多様な宿泊施設の提供による宿泊供給能力の拡大

訪日外国人旅行者の急増によって、大都市におけるホテルを主とした宿泊施設の需給が逼迫している。宿泊施設の供給制約が観光振興の阻害要因とならないよう、宿泊施設に対する民間投資を促進することが必要であり、そのために税制上の優遇措置や地域金融機関、REVIC（地域経済活性化支援機構）、日本政策投資銀行等による地域活性化ファンドを活用した金融上の支援措置を拡充していただきたい。

また、多様な宿泊ニーズに対応し、利用したくなるような受入環境の整備を進めることが重要である。旅館は、大都市においても未だ宿泊者受入の余地が大きく、旅館ならではのおもてなしが評価されつつある中で、トイレ等の施設の改修、無料無線LANの設置、泊食分離料金の導入、カード決済への対応（外国語の案内表記）等に取り組むことで、新たな需要を獲得し、増大するインバウンドの受け皿となることが期待され、こうしたイノベーションに積極的に取り組む事業者への重点的支援が求められる。

自宅等を宿泊施設として活用する民泊は、大都市圏のみならず、宿泊施設の不足等を背

景に滞在型観光が進まない地域や、農林漁村体験、田舎生活体験が可能な地域にも有効な取り組みであり、地域経済の潜在成長力を高めるものである。そのため、官民一体となって、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させる制度、ルールの確立が急務である。その際、各地域の事情により、民泊の必要性やその利用方法が異なることから、各地域の実情に即した制度設計が求められる。

3. 体験型観光の促進に向けた取組加速と体制整備

(1) 参加体験型の新たな観光ニーズの掘り起こし

国内のレジャー市場では、遊園地、テーマパークやライブ、エンターテイメントなどの参加・体験型の需要が高まっている。また、農業・林業体験をテーマとしたエコツーリズム、グリーンツーリズム等のスローツーリズム、そして各地の祭りにおいても、「見る観光」から「体験する観光」「コト消費」へのシフトの動きがある。

より付加価値の高い体験型観光プログラムの造成を促進すべく、各地における取り組み、テーマごとに地域のネットワーク化を図り、共同プロモーションを図ることで、新たな旅行需要を掘り起こすことが必要である。

(2) インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーターの質の向上

インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーター(ランドオペレーター)については、旅行業登録が義務付けられていないことから、近年、一部のツアーオペレーターによる突如のキャンセルや無資格ガイドの利用等が問題になっており、日本での旅行に対するマイナスのイメージを外国人に与えている例も見られる。国は、訪日旅行の一層の品質向上と、安全確保の観点から、ツアーオペレーターの登録制度を早期に創設し、ツアーオペレーターの質が担保されるような運用を行っていただきたい。

4. 観光を支える人材の育成・確保

(1) 持続的な観光地経営に向けたDMOの形成、運営への支援拡充

観光を地方創生につなげていくためには、各種データを収集・分析し、戦略を策定の上、魅力ある観光資源開発を行い、受入環境を整備し、連携による広域・周遊化を図る必要がある。また、効果的・継続的な情報発信を行い、収入を確保した上で観光振興を事業として確立することが必要である。その実現には、自治体や観光協会、観光関連事業者、地域経済団体等が一体となった体制づくりが必要である。国は、平成 27 年 12 月にDMO (Destination Management/Marketing Organization) の登録制度をスタートしたが、未だ正確な理解が進んでいるとは言いがたく、親しみやすい名称・呼称を決め、引き続き、DMOに対する地域の理解醸成のための活動を実施していただきたい。

また、新型交付金による財政支援や関係府省庁で構成される連携チームによる支援体制を強化し、DMOの形成・確立を強力に支援していただきたい。特に、各地においてDMOの運営の中核を担う専門人材の不足が顕在化しており、例えば、(公社)日本観光振興協会および(公社)日本交通公社が運営する「DMOネット」*の活用促進など、専門人材・専門事業者のマッチングの取り組みを支援いただきたい。また、各DMOが求める人材について、ニーズに即した分野の人材を具体的に採用できるよう系統別に整理し、待遇面の改善に対する支援も検討いただきたい。

*DMOネットとは、インターネットを介して、データ収集・分析等の支援や、外部の専門事業者・専門人材についての情報取得やマッチング、DMO同士の情報交流を行うサービス。

(2) 外国人留学生の活用

訪日外国人旅行者対応を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。一方で、多くの留学生は日本国内の企業に就職を希望するものの、実際に就職できるのは3割程度である。観光産業での外国人留学生の採用・定着を促進するため、
国においては、就労が認められる在留資格の要件緩和などを進めるとともに、関係機関と
連携して、日本語やビジネスマナーなどの各種研修や中小企業との就職マッチング事業な
ど総合的な支援策を講じていただきたい。また、海外における和食人気の高まりを受けた
日本料理を正しく普及・発信できる外国人材を育成するために、外国人が日本料理を有償
で働きながら学ぶことができる総合特区の特例制度「特定伝統料理海外普及事業」による
全国への拡大が求められる。

なお、日本居住の経験に基づく、SNS等を通じた情報発信は新たな日本ファンの拡大
にもつながることから外国人留学生等による海外に向けた情報発信の重要性も考慮いた
だきたい。

Ⅲ. 安全な観光の実現と観光基盤整備の推進策

観光（客）の安全を確保し、観光資源、観光基盤の保全・保護のため観光に関わる総合的
な安全確保対策の構築、整備等が急務であり、以下の実現を望む。

1. 観光に関わる総合的な安全対策の確立

(1) 旅行者の安心・安全の確保に向けた取り組み

日本での事業活動は、地震等の自然災害を前提に展開を考慮しておく必要がある。特に、
観光分野においては、来訪者の安心・安全を確保するため、ハード面における災害対策の
推進はもちろん、災害時における交通・宿泊・食事等の安全確保やそれらに関する情報提
供、事業者との連携、治安維持、観光・宿泊施設等の人材育成など、適切な対策の実施に
よる危機管理体制の強化を図る必要がある、以下の対応が求められる。

- ① 地方自治体・事業者・自治会等との連携による災害時情報提供ポータルサイトの構築と
普及、的確な災害情報発信システムの整備
- ② 災害への対応事例を踏まえた危機管理マニュアルの整備、その周知のためのセミナーや
研修、防災訓練等の実施、ICTを活用した緊急時の外国語による災害情報の発信、観
光関連事業者におけるBCP（事業継続計画）の策定促進
- ③ 災害時における通信手段確保のための、公園・公民館・学校・体育館等の公共施設にお
ける無料公衆無線LAN環境の整備
- ④ 在日公館や運輸機関との連携による大規模災害・危機後の訪日外国人旅行者の安全（避
難・誘導・供食対策）確保と確実な帰国への支援策の策定と、危機発生直後の復旧に向
けた計画策定、およびその実施体制の整備

2. 旅行需要の拡大に資する交通体系の整備

(1) 地方空港への路線拡大等による訪日外国人旅行者の各地への分散

空路による訪日外国人旅行者の約9割がゴールデンルートの出入口となる空港を含む特定の空港に集中しており、それに伴い滞在先も主として空港が所在する特定都市に集中している。また、日本人による海外旅行は、約9割が成田、羽田、中部、関西の4空港の利用によるものである。

地域において、好調なインバウンド需要を取り込んでいくために、地方空港を活用して訪日外国人旅行者を各地へ直接呼び込み、地方創生につなげていくことが重要である。

地方自治体は、海外との地域間交流を促進するとともに、地方空港への外国エアライン、特にLCCの就航を促進すべく、着陸料の軽減や空港からの二次交通整備、地域住民の空港利用促進などの取り組みを積極的に推進する必要がある。

また、国は、C I Q (税関・入管・検疫) の体制強化のみならず、こうした地方自治体の取り組みへの支援策のさらなる強化を図っていただきたい。併せて、「大都市圏と地方圏」、「地方圏と地方圏」を結ぶ国内線の拡充や鉄道・バス等の共通パスの普及、地方空港における外貨両替所設置に対する支援についても拡充の必要がある。

(2) 地域交通の観光への活用促進

① 二次交通の充実に向けた地方自治体や地域交通事業者への支援

新幹線の停車駅等と周辺地域とを接続する地域鉄道、バス等の二次交通(地域公共交通)網の整備とミッシングリンクの解消の促進は、観光ルートの整備・構築を推進する前提条件であり、国による整備への強力な支援が求められる。その際、一定の収益確保が見込める形で交通等業者の参入を促す仕組み作りなどが求められる。

② 二次交通の観光資源化

地域鉄道は、地域住民の重要な足であるばかりでなく、地域の経済活動の重要な基盤でもあり、観光列車としての活用を図り収益をあげることにより、その維持・活性化を図る取り組みを促進することも有効がある。

また、採算確保の観点から定期列車とするには難しい路線であっても観光列車や季節運転・休日運転に限り、新幹線停車駅等への延長運転を大幅に拡大するなどの対応が望まれる。

(3) 観光地における渋滞・混雑解消の推進

国土交通省の調査によると、観光交通の約9割は乗用車が占め、観光客の約半数が渋滞・駐車場・道案内に不満を抱いており、渋滞・混雑に伴う時間的・精神的・環境的負担や損失は非常に大きく、また、訪日外国人旅行者に対しては、ホスピタリティの低下にもつながりかねず、観光地における渋滞・混雑への対策強化が急務である。

こうした状況に対応すべく、一部の観光地で実施されているパーク&ライドやバスレーンの活用・推進など公共交通との連携や、観光地周辺における車両進入規制の普及が求められる。加えて、地域経済分析システム(R E S A S)における観光行動データやE T C 2.0による経路分析といったビッグデータ活用によるきめ細かな渋滞情報の提供や、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者に対する日本の交通施設・ルールの周知徹底、カーナビを通じた運転支援の普及が求められる。

(4) クルーズ船の受入拡大に向けたハード・ソフト整備の推進

クルーズ客船の入港による経済効果は大きく、クルーズ船の大型化（乗客 4,000 人超）など、さらなる訪日外国人旅行者の拡大や各地への誘客促進が期待される。

今後、より多くのクルーズ客船が全国各地に寄港し、当該地域での観光消費拡大につながるよう、受入体制の強化が必要であり、国は、C I Q 手続きの一層の迅速化のみならず、旅客船ターミナルの整備や周辺地域への誘客を促す交通インフラの整備等、ソフト・ハード両面での対応への支援を強化いただきたい。

3. 国際的イベントを契機とした受入態勢の整備やプロモーションの展開

(1) 戦略的な訪日観光プロモーションの推進と海外へのコンテンツの供給強化

国は、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の国際的イベントを控え、日本政府観光局（J N T O）とクールジャパン機構、日本貿易振興機構（J E T R O）との連携を強化し、一元的かつ責任を持って訪日プロモーションを促進する体制を構築していただきたい。

また、日本のテレビ局等が制作した観光番組をはじめ日本のコンテンツを、海外のメディアで放送することは、日本への送客プロモーションや、映画等のロケーション誘致に非常に有効であるが、民間ベースでは実現が困難な状況もある。国は、放送コンテンツ海外展開促進機構（B E A J）と J N T O 等との連携を強化しつつ、海外メディアの放送枠の確保と地域発の観光情報・コンテンツの供給を強力に推進していただきたい。

(2) 大都市市場に対する各地域からの観光プロモーションの促進

現在、東京都内には約 90 のアンテナショップが設置されており、常時、東京では各地の催事や観光プロモーションが行われている。

東京は、国内外から多くの旅行者が集う地域であり、国内外の交通ネットワークの拠点、各地への送客地とハブ機能も担っている。地方自治体は、東京を各地への観光誘客のためのプロモーションの場として積極的かつ効果的に活用していくことが求められることから、国・東京都・地方自治体は連携して、地域情報をこれまで以上に効果的に発信していくための仕組みを構築していただきたい。

(3) 全国各地の文化や観光資源などの世界への発信

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の文化プログラムである「東京 2020 参画プログラム」や「beyond2020 プログラム」と連動した地域の観光振興の支援に加え、事前キャンプの誘致等により、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を目指す地方公共団体を「ホストタウン」として広げる取り組みを全国で推進し、ホストタウンに登録された地方公共団体の海外への情報発信を強力に支援していただきたい。

(4) 誘客効果の高いウェブサイトの拡充およびその支援

インバウンド、とりわけリピーターについては、個人単位での訪日が多くなっており、誘客に関しては、ウェブサイトでのアピールが非常に有用で、その重要性は大きく認識されているところである。

ウェブサイトは、その立ち上げやリニューアル、メンテナンス等に人手・コストもかかることから、リアルタイムでの更新がなされていないものや日本語表示のみのものが多いことから、情報を十分に理解してもらえない可能性が高い。一方で、外国人ブロガーが発信する内容は、観光地情報を十分に伝えきれていない部分もあり、ウェブサイトの充実、多言語化は急務である。

また、観光地で入手できるパンフレット類も、ウェブサイトへの掲載や多言語化が非常に有効であり、国においては、これら対応に一定の支援を行っていただきたい。

4. 地域の観光戦略策定や見直しに不可欠な観光統計の整備と活用の促進と情報発信体制の構築

旅行者数、宿泊施設の客室数・稼働率や空港容量、交通手段、通信環境など、正確な地域別の基礎データが不可欠である。国は、こうした観光統計を早急に整備し、地域に対して一元的に提供していただきたい。

また、地域においては、観光産業の生産性向上に向け、積極的にビッグデータ（地域経済分析システム（RESAS）や訪日外国人流動データ（FF-Data）等）を活用して訪日外国人旅行者のニーズや満足度、行動等の情報を収集・分析し、マーケティング等に活用することが重要である。

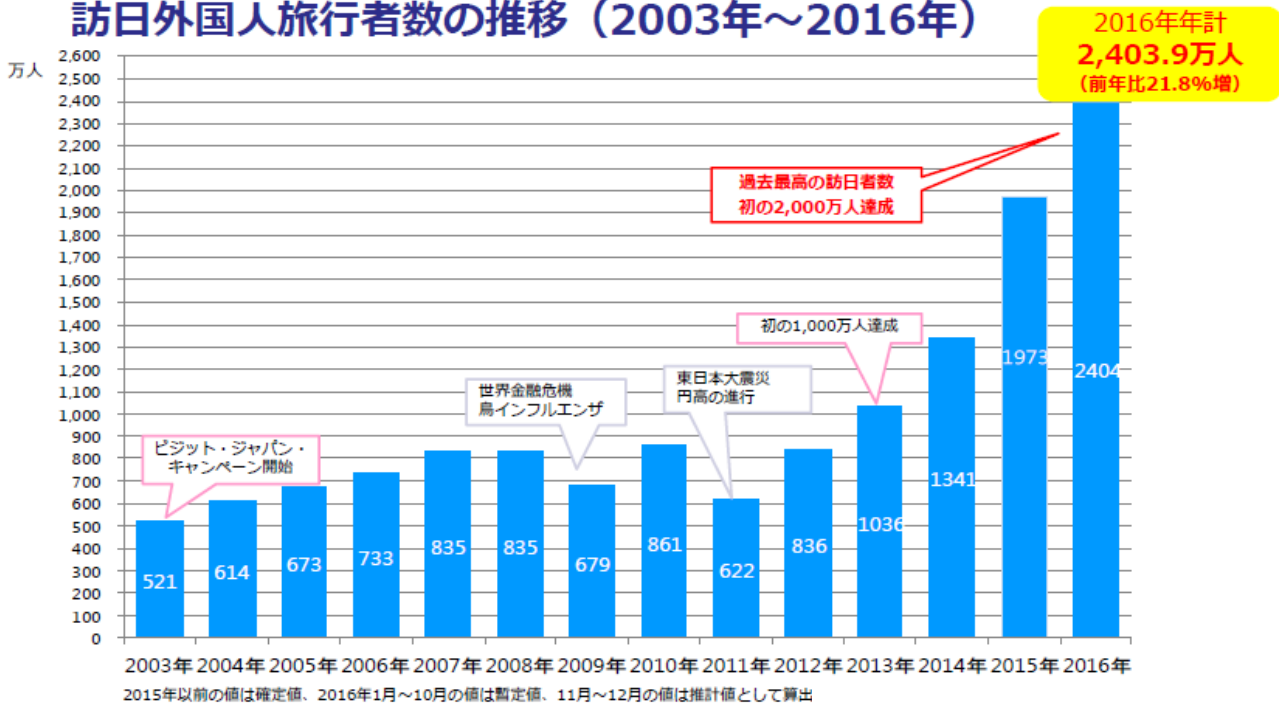
以 上

【参考】現状認識と課題

1. 訪日外国人旅行者数の動向

2016年は2,400万人を超え、国の2020年の目標4,000万人に向けて順調に推移している。

訪日外国人旅行者数の推移（2003年～2016年）

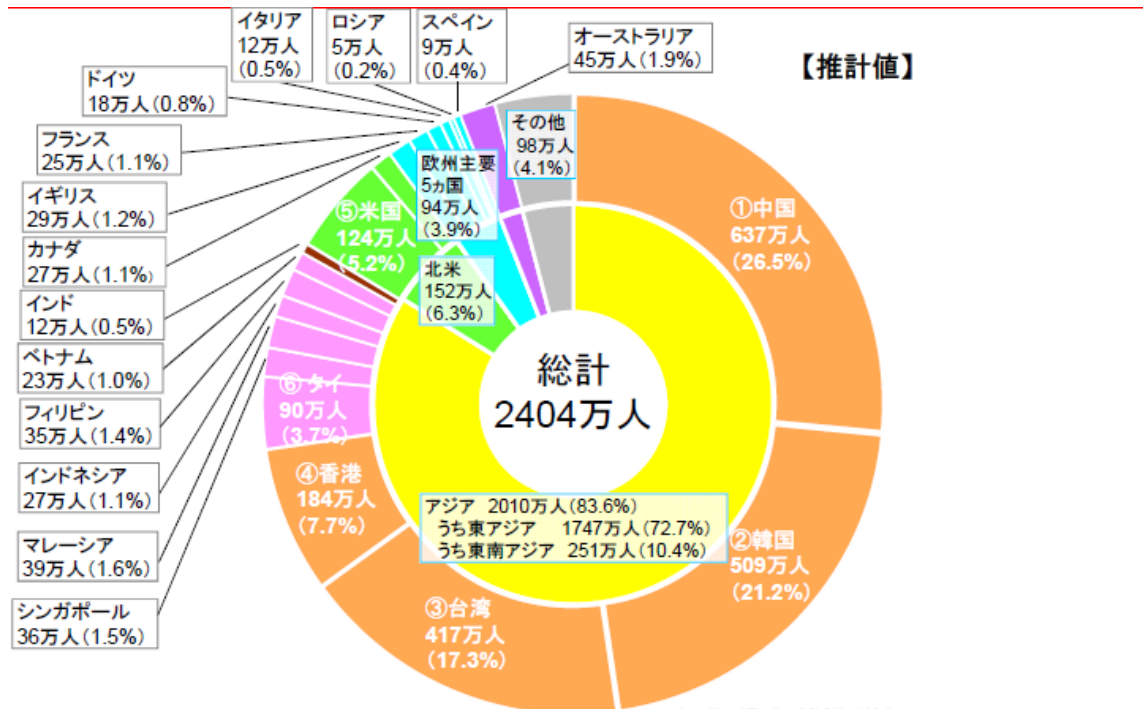


出所：日本政府観光局

2. 訪日外国人旅行者の内訳

73%が東アジアからであり、さらに幅広く欧米豪からの誘客拡大が必要と言える。

訪日外国人旅行者数の内訳(2016年)



※ ()内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア
 ※ その他には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。
 ※ 数値は、それぞれ四捨五入によるため、総数において合計とは合致しない場合がある。
 ※ 日本政府観光局(JNTO)資料より観光庁作成

出所：観光庁・日本政府観光局

3. 政府の観光施策における目標

平成27年3月、政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」において新たな目標を策定・公表した。その中でリピーターの重要性を示している。

新たな目標への挑戦！

訪日外国人旅行者数

2020年： **4,000万人** (2015年の約2倍) 2030年： **6,000万人** (2015年の約3倍)

訪日外国人旅行消費額

2020年： **8兆円** (2015年の2倍超) 2030年： **15兆円** (2015年の4倍超)

地方部での外国人延べ宿泊者数

2020年： **7,000万人泊** (2015年の3倍弱) 2030年： **1億3,000万人泊** (2015年の5倍超)

外国人リピーター数

2020年： **2,400万人** (2015年の約2倍) 2030年： **3,600万人** (2015年の約3倍)

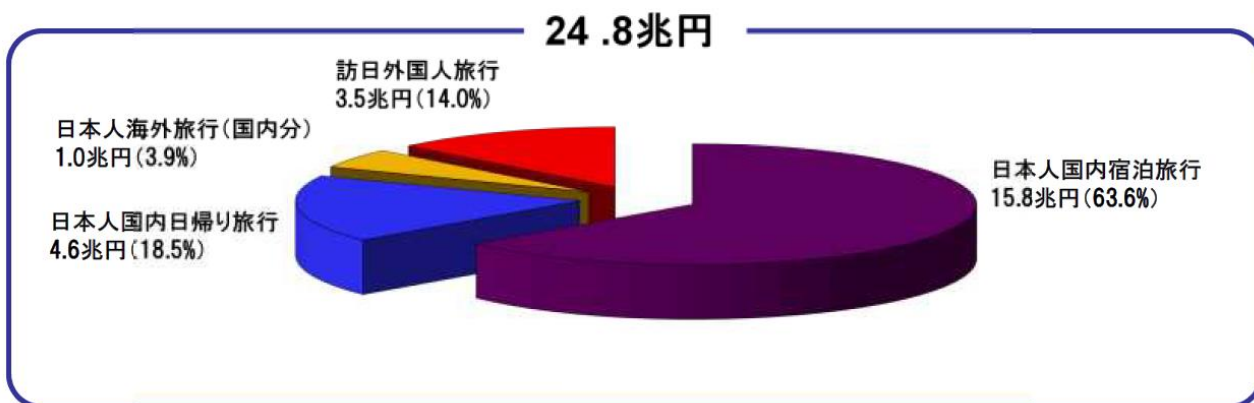
日本人国内旅行消費額

2020年： **21兆円** (最近5年間の平均から約5%増) 2030年： **22兆円** (最近5年間の平均から約10%増)

出所：明日の日本を支える観光ビジョン

4. 国内における旅行消費額

旅行消費額の8割以上は、日本人による国内旅行（宿泊または日帰り）が占める。



旅行消費額の推移について(2010年～2015年)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
日本人国内宿泊旅行	15.4	14.8	15.0	15.4	13.9	15.8
日本人国内日帰り旅行	5.1	5.0	4.4	4.8	4.5	4.6
日本人海外旅行(国内分)	1.1	1.2	1.3	1.2	1.1	1.0
訪日外国人旅行	1.1	0.8	1.1	1.4	2.0	3.5
合計	22.7	21.8	21.8	22.8	21.6	24.8

単位：兆円

・訪日外国人旅行の増加に対し、日本人の旅行は、国内（宿泊・日帰り）、海外旅行ともに横ばいの状況が続く

出所：観光庁「旅行・消費動向調査」「訪日外国人消費動向調査」

5. 歴史的建築物や「空き建築物」など既存ストックの有効活用

(1) 歴史的建築物の利活用促進

国家戦略特区として認定された兵庫県養父市では、旅館業法と建築基準法の適用除外を活用し、古民家等の歴史的建築物を宿泊施設として活用している。

特区で措置された規制改革メニュー

規制改革事項	概要	実現時期	初の活用自治体
古民家(旅館)	古民家等の歴史的建築物に関する <u>旅館業法の適用除外</u> 条例で選定された歴史的建築物について、一定の条件のもと、玄関帳場（フロント）の設置を免除。	2014年3月 省令	兵庫県養父市

全国で実現された規制改革メニュー

規制改革事項	概要	実現時期
古民家(建築)	古民家等の歴史的建築物の活用のための <u>建築基準法の適用除外</u> 一定の条件のもと、建築審査会の個別審査を経ずに建築基準法の適用を除外	2014年4月 通知

(出所：内閣府地方創生推進事務局ホームページ)

(2) 空き店舗や廃校などの「空き建築物」の再利用促進

上記(1)「古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外」は、国宝、重要文化財等、有形登録文化財、地方公共団体が指定する文化財、地方公共団体が登録する文化財、地域において歴史的価値のある建築物として位置づけたものに対象を限定している。それら以外の建築物は、用途変更には建築基準法上の基準や手続きが必要となる。

(3) 空き家再生等推進事業

町屋が滞在体験施設、長屋住宅が交流・展示施設として活用されている。

居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。

<p>対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 空家等対策計画※1に定められた空家等に関する対策の対象地区 ▶ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域 ▶ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画※2又は都市再生整備計画※3に定められた区域(居住誘導区域※4を定めた場合はその区域内に限る。) <p>対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物 <p><small>※ 民間企業等又は個人に補助する場合は、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものに限る</small></p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得(用地費を除く。)、移転、増築、改築等を行う 	<p><small>※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画</small></p> <p><small>※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画</small></p> <p><small>※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画</small></p> <p><small>※4 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域</small></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;"><small>【奈良県五條市】 町家を滞在体験施設として活用</small></p> <p style="text-align: center;"><small>【広島県庄原市】 長屋住宅を交流・展示施設として活用</small></p>														
<p>助成対象費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用 空き家住宅等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得(用地費を除く。)、移転、増築、改築等 ▶ 空き家住宅・空き建築物の所有者の特定に要する費用 所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等 ▶ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握に要する費用 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業主体</th> <th style="width: 35%;">地方公共団体</th> <th style="width: 15%;">民間(例)※5※6</th> <th style="width: 35%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">負担割合 ()が 交付対象 限度額)</td> <td style="background-color: #ffffcc;">国費</td> <td style="background-color: #ffffcc;">国費</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">地方公共団体</td> <td style="background-color: #ffffcc;">地方公共団体</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">民間</td> <td style="background-color: #ffffcc;">民間</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※5 要する費用に2/3を乗じた額と地方公共団体が交付する補助金の額のうちの少ない額</small></p> <p><small>※6 国費は、地方公共団体補助の1/2</small></p>	事業主体	地方公共団体	民間(例)※5※6		負担割合 ()が 交付対象 限度額)	国費	国費	1/3	地方公共団体	地方公共団体	1/3	民間	民間	1/3
事業主体	地方公共団体	民間(例)※5※6													
負担割合 ()が 交付対象 限度額)	国費	国費	1/3												
	地方公共団体	地方公共団体	1/3												
	民間	民間	1/3												

出所：国土交通省

6. 文化施設の利活用促進

文化施設、歴史的建造物、公共空間等をイベントなどで活用する、ユニークベニューの開発・利用は、海外と比較して遅れを取っており、積極的な活用が求められる。

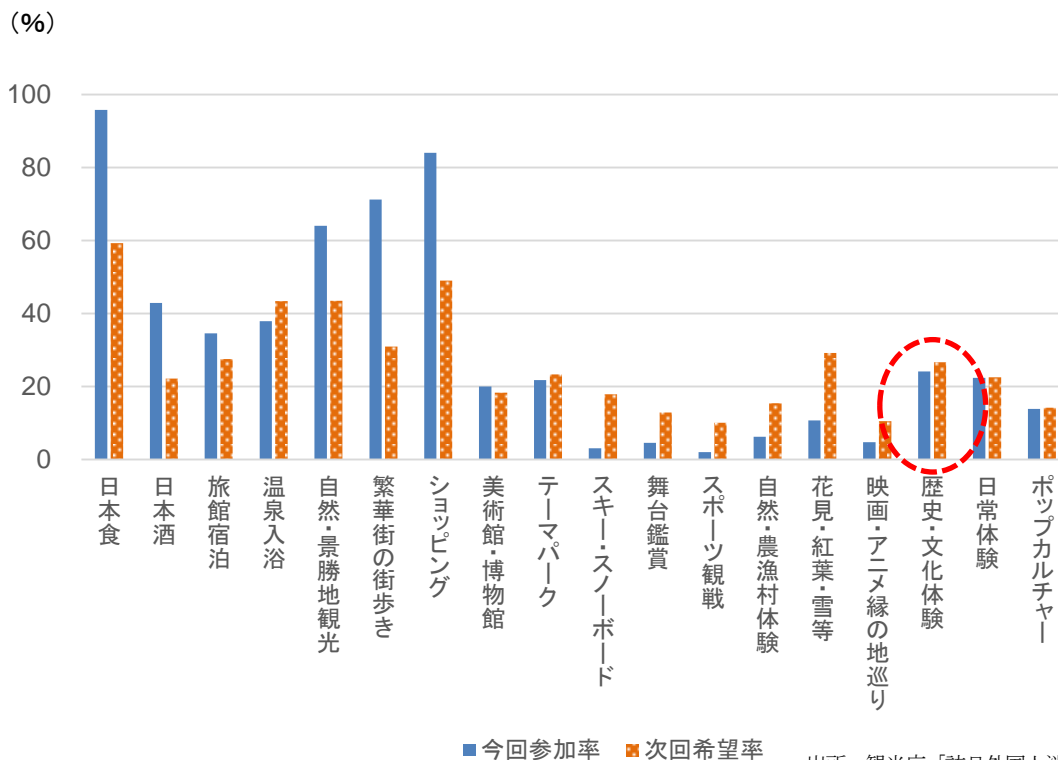
モデルイベントの事例	日本の課題
 <p>「三菱一号館美術館」展示室における伝統芸能披露等</p> <p>「国立新美術館」エントランスロビーにおけるファッションショー開催等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●施設管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体が所管する公的施設（美術館、博物館、公園等）の管理者は、施設のユニークベニューとしての利用に対して、一般的に消極的。 ●関連規制 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法、消防法（及び関連条例）のために、ユニークベニューとして利用したくともできない場合も多い。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・住民等地域の理解の促進

出所：「文化施設・公共空間を利用したイベント活性化」（観光庁）

7. 訪日外国人旅行者の参加活動と次回訪問時の希望活動

初回訪日時は、「日本食」「ショッピング」「繁華街の街歩き」「自然・景勝地観光」への参加率が高い。一方で、次回訪問時の活動希望としては、「歴史・文化体験」が初回訪問時を上回るなど、日本の文化体験へのニーズが高い。

訪日旅行者の参加活動と次回訪問時の希望活動(2015年)



出所：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

8. 訪日旅行中に困ったこと

旅行中に困ったことでは、コミュニケーション、通信環境、言語が上位に挙げられている。

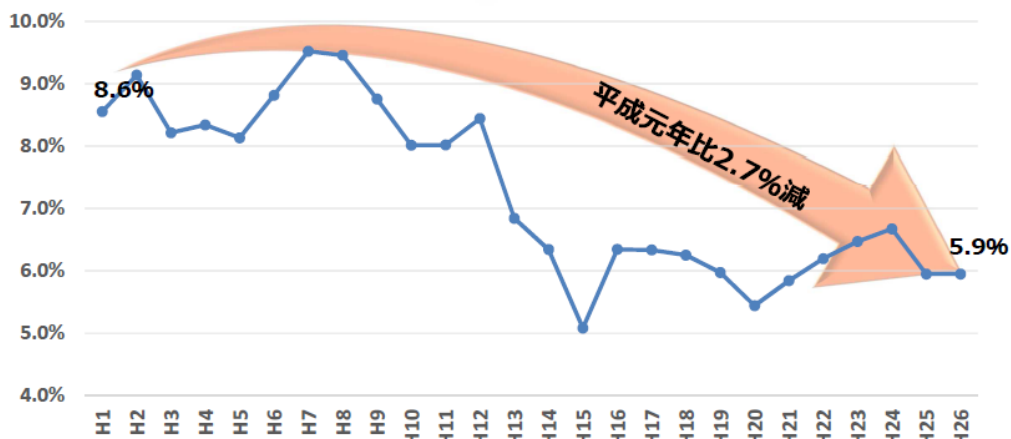
旅行中に困ったこと（訪日後）

1位	施設等のスタッフとコミュニケーションがとれない	33%
2位	困ったことはなかった	30%
3位	公衆無線LAN環境	29%
4位	多言語表示の少なさ・わかりにくさ(観光案内版・地図等)	24%
5位	公共交通の利用	19%

出所：観光庁「訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関するアンケート」

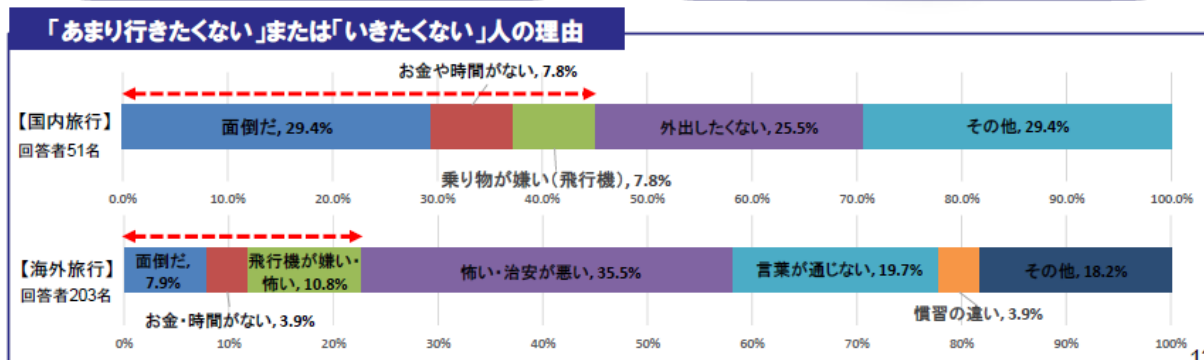
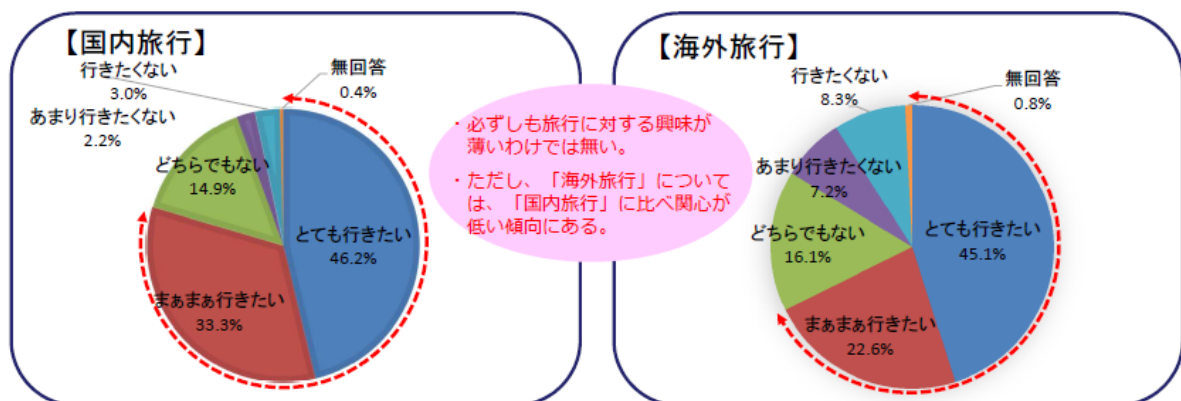
9. 若年層の旅行需要喚起

(1) 20代のパスポート取得率は、平成元年比で2.7ポイント減少。



出所：旅券統計（外務省）

(2) 若年層は、旅行の意欲が必ずしもないわけではない。



出所：H27 若旅授業参加者アンケート（観光庁）

10. 訪日外国人旅行者の期待（訪日前）

訪日外国人旅行者が訪日前に期待していたことでは、ショッピング以外にも多岐にわたり、様々な旅行商品の開発が必要である。

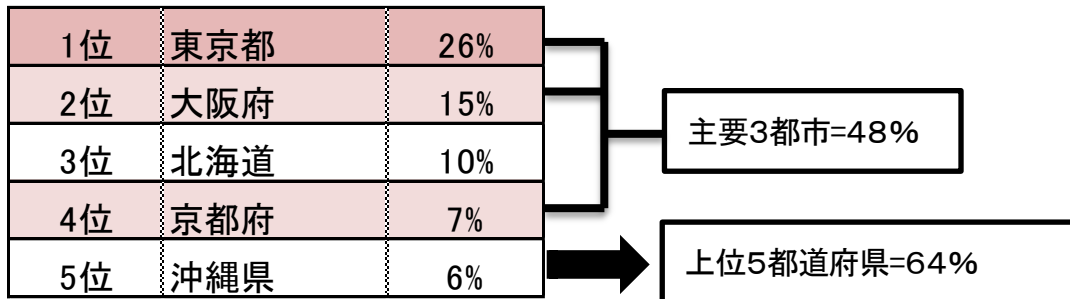
日本食を食べること	69.9%
ショッピング	52.0%
自然・景勝地観光	47.9%
繁華街の街歩き	39.4%
温泉入浴	29.3%
旅館に宿泊	21.3%

出所：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

11. 訪日外国人旅行者の滞在先

滞在先の5割は東京、大阪、京都に集中し、日本各地の魅力向上や広域周遊ルートへの情報発信が必要と言える。

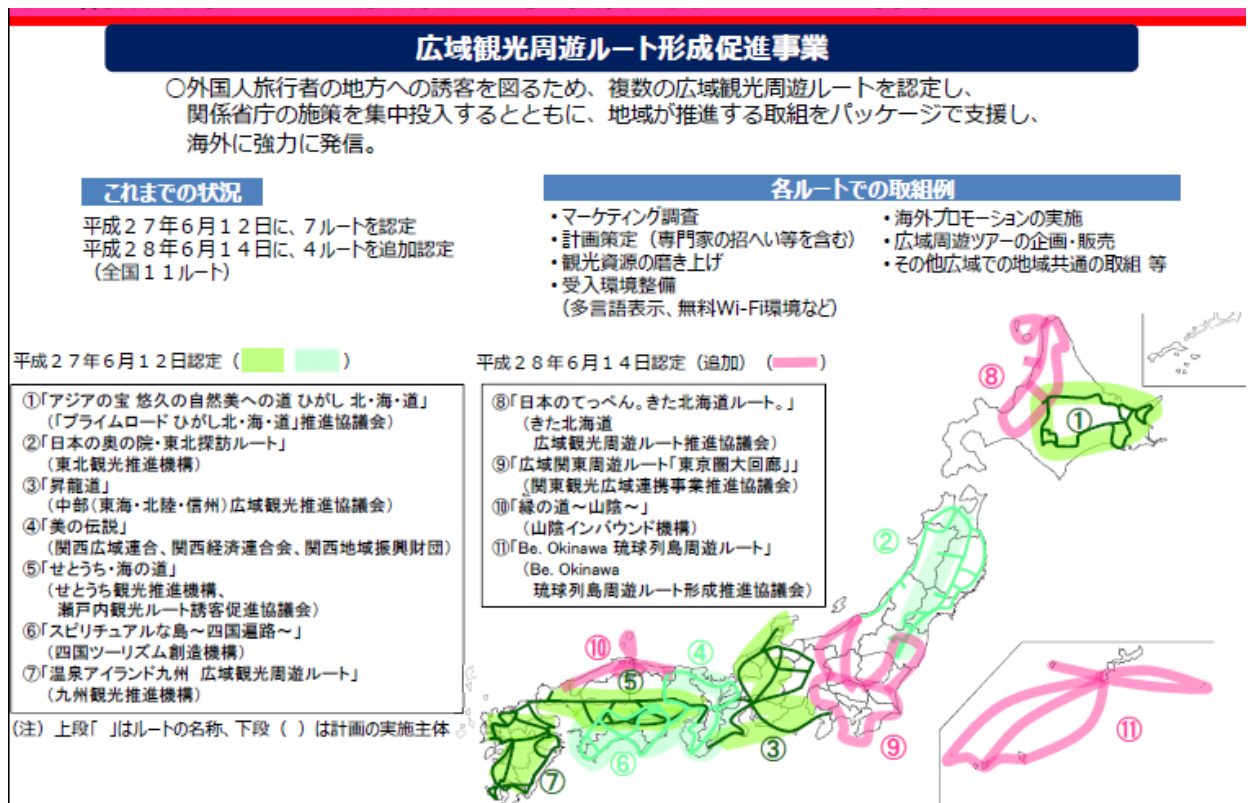
訪日外国人旅行者の宿泊先(2016年)



出所：観光庁「宿泊旅行統計調査」

12. 広域観光周遊ルート

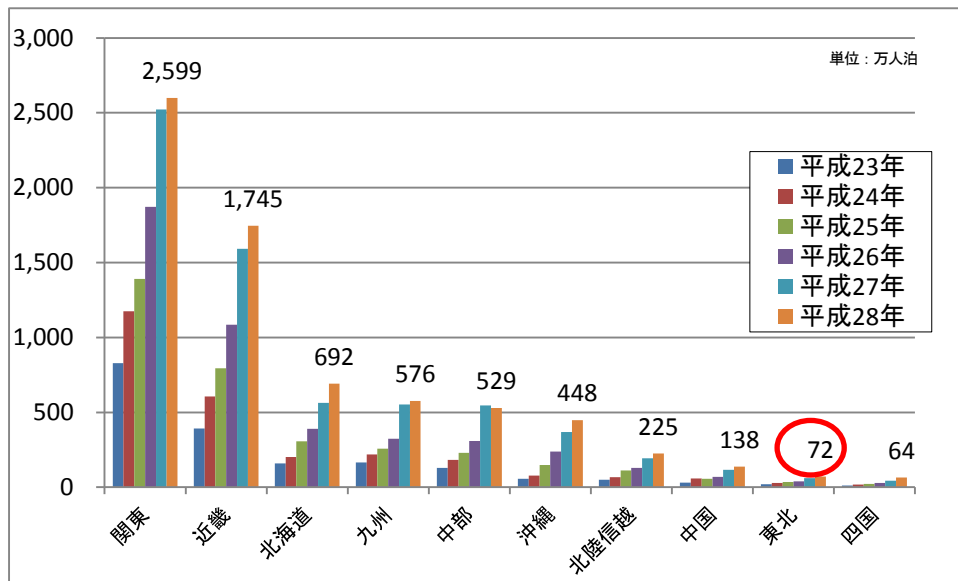
認定された広域観光周遊ルートにおける具体的プロジェクト推進が求められる。



出所：観光庁

13. 地域ブロック別外国人延べ宿泊者数

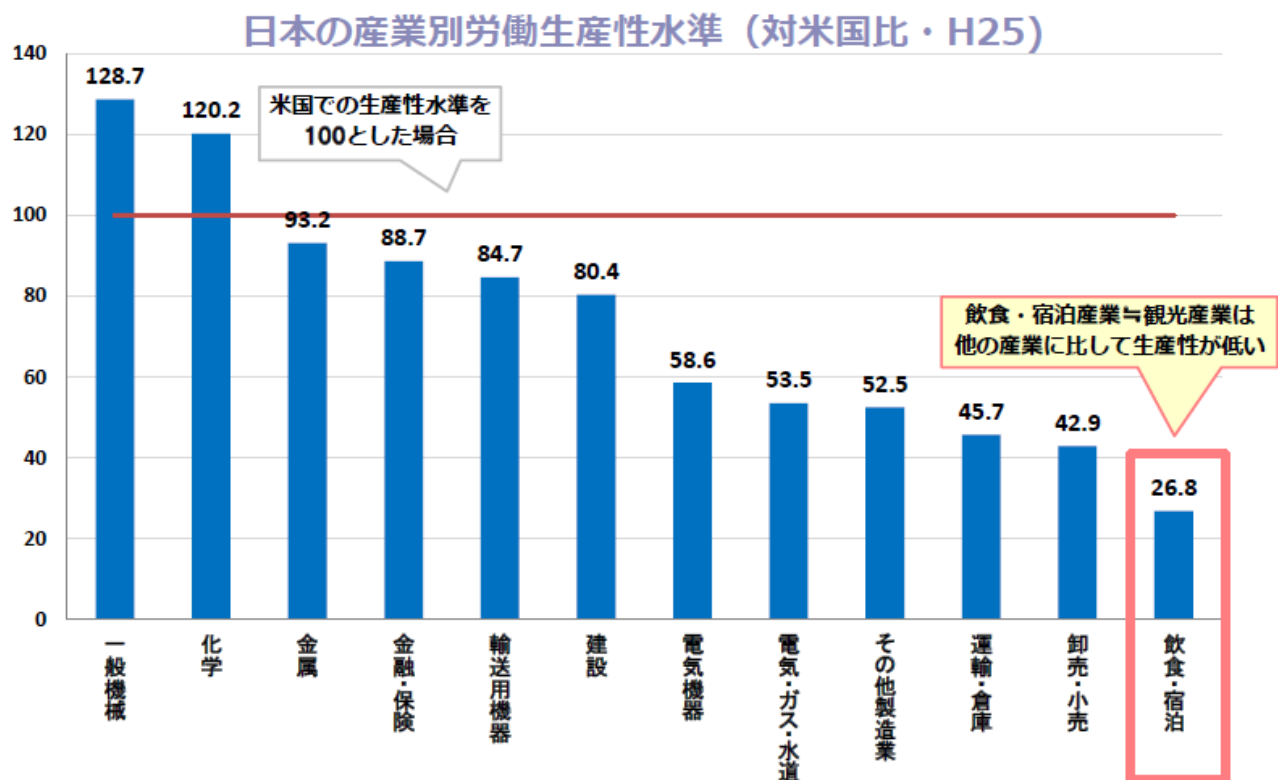
東北地方の外国人旅行者数は、未だ全国の約1%に過ぎない状況。



宿泊旅行統計調査(観光庁)より

14. 観光産業の労働生産性

産業別労働生産性を比較した場合、観光産業は他の産業と比較して生産性が低い。

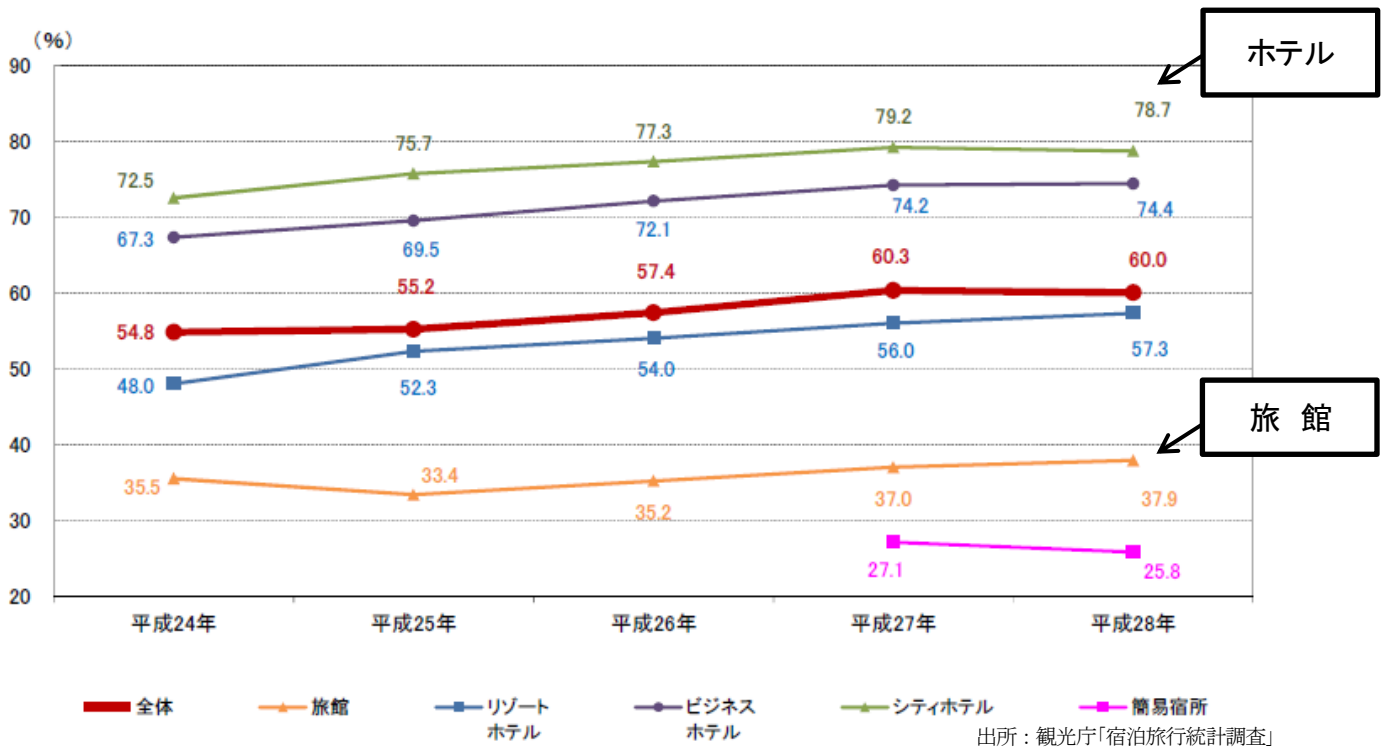


出所：通商白書 2013

15. 宿泊施設の稼働率

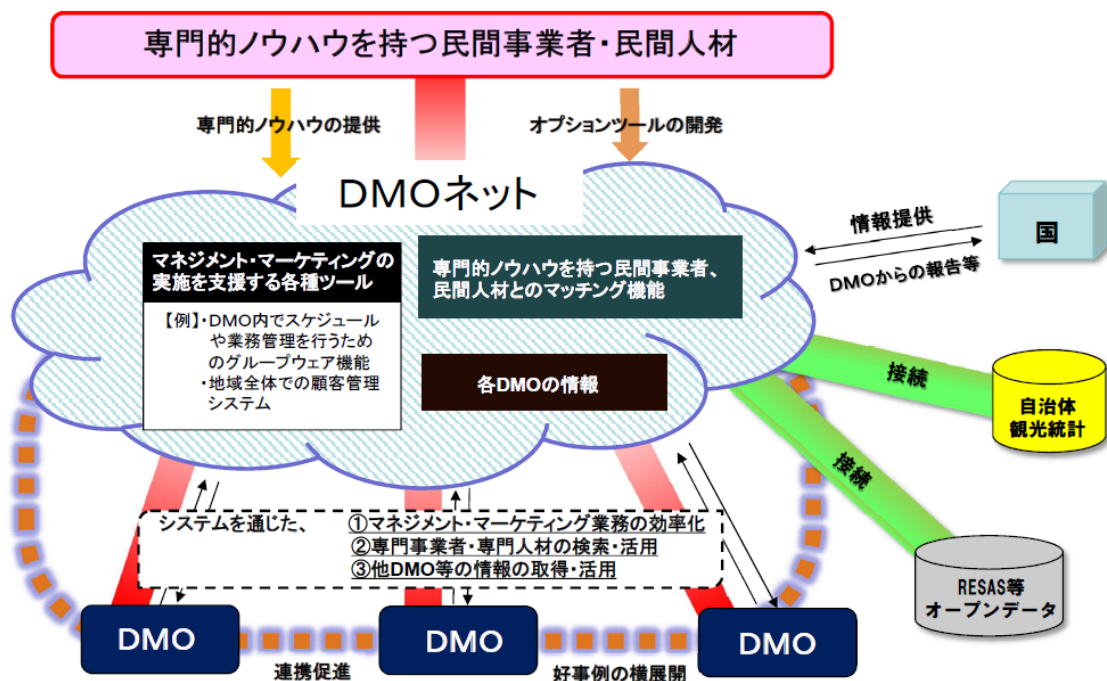
ホテルの稼働率は約8割、一方、旅館の稼働率は約4割。宿泊施設の充実・活用と多様化への対応が急務である。

－施設タイプ別客室稼働率の推移－



16. DMOネット

観光庁は、観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」実施できるよう支援するシステム・ツールである「DMOネット」を開発し、地域に提供している。



出所：観光庁

17. 訪日前の不安材料、旅行中に困ったこと

日本への旅行の不安材料には、地震が上記に挙げられており、観光シーズンにおける自然災害等の発生を想定し、災害時対応に向けて万全の備えが求められる。

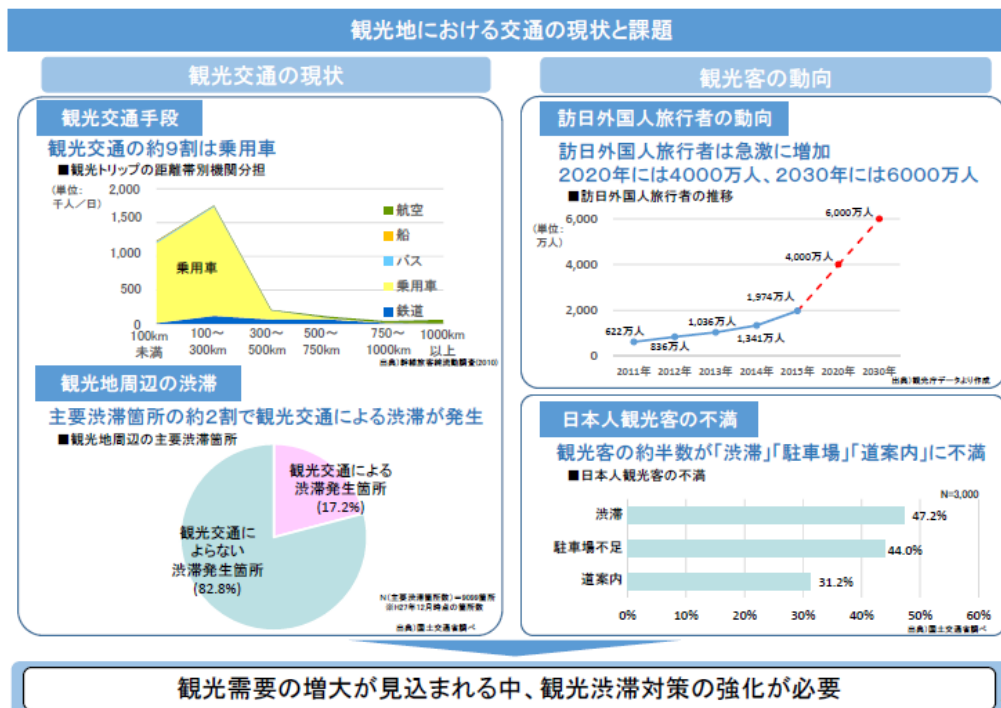
日本への旅行の不安材料(訪日前)

1位	言葉が通じるか不安	45%
2位	滞在費(現地での費用)が高い	37%
3位	渡航費用が高い	35%
4位	地震が起こるかどうかが心配	35%
5位	放射能による健康被害が心配	30%

出所：日本政策投資銀行「アジア・欧米豪・訪日外国人旅行者の意向

18. 観光地における渋滞対策

観光交通の約9割は乗用車。主要渋滞個所の約2割で観光交通による渋滞が発生している。

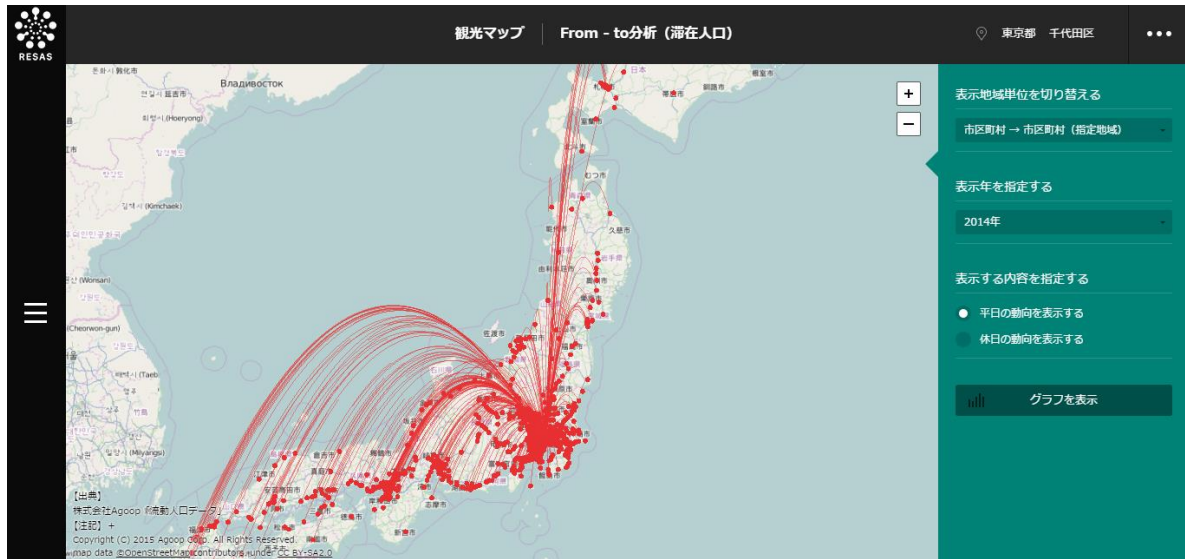


出所：国土交通省

19. ビッグデータの利活用促進

(1) RESAS

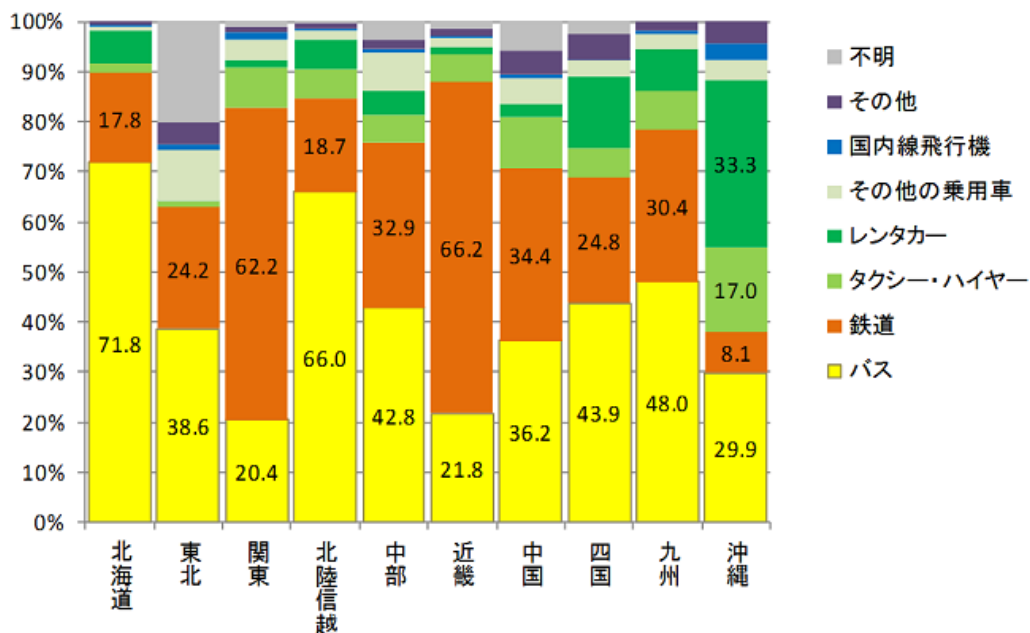
まち・ひと・しごと創生本部および経済産業省が提供するRESAS「地域経済分析システム」では、観光客の数や出発地、インバウンド観光客の消費動向、将来の人口構成などをビッグデータを用いて分析できる。



(2) FF-Data (訪日外国人流動データ)

国土交通省は、これまで秋期1週間に限って作成していた訪日外国人流動表を拡充し、訪日外国人の都道府県を越える国内流動に関して、四半期、年間での流動量の分析を行うことができるデータを新たに作成・公表。訪問地、国籍、目的、利用交通機関等のクロス分析や周遊に関する分析が可能となった。

◆分析例(運輸局ブロック別 ブロック内移動の交通機関分担率)



※地域ブロック:運輸局単位で集計

※出入国港からのアクセス・イグレス及び発着地不明を除き、国内訪問地間の流動を対象

(出典)FF-Data(2014年)より作成

出所:国土交通省